

令和7年度永平寺町農業者物価高騰対策支援事業補助金 事業概要

物価高騰等の影響により、肥料や燃料、農業資材コストが高止まりし、農業経営への影響が深刻化する中、経営が圧迫されている農家が経営継続を図ることを目的として、農業資材等物価高騰対策支援事業補助金を交付する。（令和7年度限り）

補助対象事業者	補助対象作物	補助率等		
本町に水稻生産実施計画書を提出している農業者および農業団体	永平寺町で主に作付されている土地利用型作物（酒米（酒造好適米）、小麦、大豆、そば）、および永平寺町地域振興作物（タマネギ、ニンジン、ニンニク、スイートコーン）の基幹作の作付面積が対象	対象作物作付面積が10a以上の農業経営体を対象とする。		
		土地利用型作物	酒米（酒造好適米）	3,000 円/10a
			小麦	2,700 円/10a
			大豆	1,400 円/10a
			そば	1,000 円/10 a
		永平寺町地域振興作物	タマネギ	16,700 円/10 a
			スイートコーン	4,200 円/10 a
			ニンニク	13,900 円/10 a
			ニンジン	4,800 円/10 a

★ ある農業者の補助金計算例

【小麦】 $10,402 \text{ m}^2 \times 2,700 \text{ 円/10a}$ + 【スイートコーン】 $399 \text{ m}^2 \times 4,200 \text{ 円/10 a}$
+ 【たまねぎ】 $212 \text{ m}^2 \times 16,700 \text{ 円/10 a}$ = **【補助金額合計】 33,300 円**

※対象作物作付面積が10a（1,000m²）以上で補助対象、また、合計金額で百円未満切り捨て）

★ 申請の流れ

- 1 永平寺町より対象者に「交付決定通知書」「請求書」を送付します。
- 2 対象者の方は「請求書」の記載事項等をご確認いただき、必要事項をご記入の上、永平寺町農林課または永平寺支所、上志比支所にご提出ください。
- 3 永平寺町より農業者の口座（請求書に記載した口座）に補助金が支払われます。

★ 問い合わせ先

永平寺町農林課 電話 0776-61-3947（直通）

